

別紙 1

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編	第 2 編	
3－共通事項－15	3－共通事項－15	ビール及び果実酒の酒類の製成時期について定めた。
3－ビールの定義 － 2	3－ビールの定義 － 2	ビールの原料となる香味料の範囲について留意的に定めた。
3－ビールの定義 － 4	3－ビールの定義 － 4	ビールの副原料として使用できる果実等の重量の計算について定めた。
3－果実酒及び甘 味果実酒の定義－ 11	3－果実酒及び甘 味果実酒の定義－ 11	オークの定義について定めた。
28－ 1 － 1	28－ 1 － 1	設置を許可する蔵置場の態様として、製造等委託酒類の引取のための蔵置場を加えた。
28－ 1 － 2	28－ 1 － 2	製造等委託酒類の引取のための蔵置場の設置許可要件について定めた。
28－ 1 － 4	28－ 1 － 4	製造等委託酒類の引取のための蔵置場に蔵置することのできる酒類の範囲の条件について定めた。
50 の 2 － 1 － 2	50 の 2 － 1 － 2	1 回の亡失数量が 400 リットル未満の場合の取扱いについて、その他の発泡性酒類（その他の醸造酒、スピリッツ又はリキュールに該当するものに限る。）を加えることとした。